2(3)中「3以下」を「3」に改める。

3(1)見出し中「方針」の下に「等」を加え、同イ中「(方針」を「(事業主の方針」に、同ロ中「(方針」を「(対処方針」に改める。

3(2)ロの次に次のように加える。

ハ　職場におけるセクシュアルハラスメントは、妊娠、出産等に関するハラスメント（船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成28年国土交通省告示第1422号）に規定する「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」をいう。以下同じ。）、育児休業等に関するハラスメント（子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成22年国土交通省告示第703号）に規定する「職場における育児休業等に関するハラスメント」をいう。）その他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、例えば、妊娠、出産等に関するハラスメント等の相談窓口と一体的に、職場におけるセクシュアルハラスメントの相談窓口を設置し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備することが望ましいこと。

（一元的に相談に応じることのできる体制を整備していると認められる例）

①　相談窓口で受け付けることのできる相談として、職場におけるセクシュアルハラスメントのみならず、妊娠、出産等に関するハラスメント等も明示すること。

②　職場におけるセクシュアルハラスメントの相談窓口が妊娠、出産等に関するハラスメント等の相談窓口を兼ねること。

3(3)ロ中「被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）」を「被害者」に改める。

○国土交通省告示第千四百二十四号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

第二の一(一)イ中「雇止め」を「更新をしないこと（以下「雇止め」という。）」に改め、同イ(イ)及びハ中「正社員」を「いわゆる正規雇用労働者」に改める。

第二の一(一)中ロを削り、同ハ中「当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らか」を「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らか」に改め、「基づき」の下に「子が一歳六か月に達する日において、当該申出の時点で締結している雇入契約等が終了し、かつ、その後」を加え、「該当するもの」を「該当する」に改め、「これに該当しないものと判断される場合もあり得る」を「雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当しないものと判断され、育児休業の取得に係る法第五条第一項第二号の要件を満たすものと判断される場合もある」に改め、同ハ(イ)及び(ロ)中「一歳到達日から一年を経過する」を「子が一歳六か月に達する」に改め、同ハを同ロとし、同ニ中「ロ及びハ」を「ロ」に、「一歳到達日」を「子が一歳六か月に達する日」に、「九十三日経過日」を「介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六か月を経過する日」に改め、同ニを同ハとする。

第二の二(三)中「又は半日単位」及び「ものとする」を削り、同(三)を同(四)とし、同(二)の次に次のように加える。

(三)　法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での子の看護休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、国土交通省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。

なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　業務の性質に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員

ロ　業務の実施体制に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員

第二の五(一)中「復帰させるよう」を「復帰させることが多く行われているものであることに」に改める。

第二の六に次のように加える。

(三)　介護休業申出が円滑に行われることにより、家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、次の事項に留意すること。

イ　介護休業等の法に定める仕事と介護の両立支援制度の内容、当該内容その他の仕事と介護の両立支援について事業主が定めた事項、介護に係るサービスに関する情報について、船員が十分に情報を得ていることが重要であること。

ロ　事業主は、介護休業等の法に定める仕事と介護の両立支援制度の内容及び介護に係るサービスに関する情報に関し行政から提供される情報も活用しつつ、イの情報について船員に周知を行うことが望ましいこと。

ハ　事業主は、船員からの仕事と介護の両立に関する相談への対応のための窓口をあらかじめ定めることが望ましいこと。

第二の七中「規定による」の下に「育児のための」を加える。

第二の八中「船員が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置」を「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」に改める。

第二の十(一)イ中「サービス」を「施設・在宅サービス」に、「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改め、同ロ中「若しくは当該船員に関して事業主が講じた法第二十三条第三項に定める措置」を削り、「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改め、同ホ中「対応し」の下に「、介護休業の更なる分割等」を加える。

第二の十三を削る。

第二の十二(二)ロ中「に対して、契約の更新をしない」を「を雇止めする」に改め、同(三)中チをリとし、イからトまでをロからチまでとし、同(三)にイとして次のように加える。

イ　次に掲げる場合には、育児休業又は介護休業をしている船員の雇止めは、不利益取扱いに当たる雇止めに該当しない可能性が高いと考えられること。

(イ)　専ら事業縮小や担当していた業務の終了・中止等により、育児休業又は介護休業をしている船員を含め、契約内容や更新回数等に照らして同様の地位にある船員の全員を雇止めすること。

(ロ)　事業縮小や担当していた業務の終了・中止等により船員の一部を雇止めする場合であって、能力不足や勤務不良等を理由に、育児休業又は介護休業をしている船員を雇止めすること。ただし、この場合において、当該能力不足や勤務不良等は、育児休業又は介護休業の取得以前から問題とされていたことや育児休業又は介護休業を取得したことのみをもって育児休業又は介護休業を取得していない者よりも不利に評価したものではないこと等が求められることに留意すること。

第二の十二を同十三とし、同十三の次に次のように加える。

十四　派遣船員として就業する者に関する事項

(一)　派遣船員として就業する者に対する法の規定に基づき事業主が講ずべき措置については、派遣元事業主が当該事業主として適用されるため、派遣元事業主は、当該船員に対し、法の規定に基づく措置を適切に講ずる責任があること及び当該措置を講ずるに当たり、船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、適切な配慮を行うことに留意すること。